

相商工発第 11 号
平成 23 年 4 月 18 日

相模原市長
加山 俊夫 様

相模原商工会議所 工業部会
部会長 稲場 久二男

夏季における電力需要ピークの分散策について（ご提案）

拝啓 春暖の候、貴職ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当部会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因し、東京電力管内では電力不足が生じております。過去の計画停電では、市内企業、とりわけ製造業に被害がでており、企業存続に係る大きな影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、当部会では、節電に協力すると共に経済の停滞や市民生活の不便を最小限に止め、夏季に懸念される輪番停電が回避されることを目的に東京電力管内を 3 つのグループに分け、電力需要のピークを分散させることを別紙「夏季における電力ピークの分散策に関するご提案」のとおり、取りまとめました。

提案内容につきましては、今後更に精査、検討する余地があると存じますが、何卒趣旨を汲み取られ、対処いただきますようお願い申し上げます。

敬具

<添付資料>

夏季における電力ピークの分散策に関するご提案

<本件担当>

相模原商工会議所 経営支援課
電話 042-753-8135

企業経営者の皆様へ

相模原商工会議所 工業部会

夏季における電力需要ピークの分散策に関するご提案

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により発生した、東京電力管内の電力不足は、産業界、一般家庭生活をはじめ、その影響は計り知れないものがあります。また、3月に実施された「計画停電」制度は、首都圏における大規模停電を回避したという意味では、一定の成果をあげましたが、この夏に懸念される電力不足と経済の成長を勘案すると春季に実施された計画停電と同じ手法では当然満足される方法ではありません。そこで、下記に「3グループ時差社会」をご提案致します。

細部においては十分に吟味された案とはいええない部分もあろうかと存じますが、大綱案として皆様にもご検討ならびにご賛同いただければ有難き幸せに存じます。

東京電力管内「3グループ 時差社会」のご提案

1. 目的

このご提案は、2011年夏に予想される東京電力管内の電力不足に対して、電力需要ピークの分散により、通常と同じ100%の企業生産活動を維持し、経済活動の停滞ならびに市民生活の不便を最小限に抑えるための提案であります。

2. 概要

東京電力の管内を下記に示す3つのグループに分割し、各々2時間ごとの時差をもって社会生活を営むことにより、夏季特有の日中11時～16時に発生するとされる電力需要のピークを分散させる方策案です。

実施時間は、概ね6月から9月を目安とする。

【東京電力管内のグループ分け案】 <表1>

グループ名	時差	該当地域
Aグループ	日本標準時 +2 H	栃木県、茨城県、群馬県、千葉県
Bグループ	日本標準時 ±0 H	東京都、(静岡県の東電管内)
Cグループ	日本標準時 -2 H	神奈川県、埼玉県、山梨県

前述<表1>のように、東京電力管内を3つのグループに分け、各々のエリアではサマータイムのように実際に市民の周囲のすべての時計を調整修正し、その時間に基づいて生活する。

一般的にサマータイム制は夏季期間中に時計を1時間進めて生活することを指すが、ここでは、Bグループの東京（および静岡県の東電管内）を日本標準時として、Aグループ（栃木県、茨城県、群馬県、千葉県）は時計を“2時間進めて”生活し、Cグループ（神奈川県、埼玉県、山梨県）は時計を“2時間遅らせて”生活する。また、この期間中はランチタイム（企業のお昼休み）を2時間とする。それにより、東京電力管内の盛夏時の電力需要ピークを分散し、春季のような地域単位の計画停電を実施しなくとも、企業活動、市民生活への影響を最小限にとどめつつ、電力不足を乗り切ることが出来る。

更に電力大口需要企業の時間差就業策を併用して、一層の効果を高めることが期待できる。

3. 具体的な一般企業の稼働時間帯

下表のように

①Aグループ地域（栃木県、茨城県、群馬県、千葉県）では、Bグループの東京都エリアに対して、2時間進んだ時間帯（世界的にはミクロネシア連邦等と同じ時差）で生活する。

更に昼休み時間は、2時間を標準とする。

（実際に、時計は日本標準時に対して2時間進めて生活する。）

②Bグループ地域（東京都と静岡県の東電管内）では、日本の東電管内以外と同じ時間で生活する。

但し、昼休み時間は、2時間を標準とする。

③Cグループ地域（神奈川県、埼玉県、山梨県）では、Bグループの東京都エリアに対して、2時間遅れた時間帯（世界的にはタイ、ベトナム等と同じ時差）で生活する。

更に昼休み時間は、2時間を標準とする。

（実際に、時計は日本標準時に対して2時間遅らせて生活する。）

以上の措置により、日本標準時の10時より12時までの間は、Aグループ地域において昼休みによる電力需要がダウンし、それに続いて日本標準時の12時より14時までの間は、Bグループ地域において昼休みによる電力需要がダウンし、更に日本標準時の14時より16時までの間は、Cグループ地域において昼休みによる電力需要がダウンする。

結果、例年の夏季において11時から16時頃にかけて発生する、電力需要ピークを分散させることが可能となると予想する。

【時差稼働 説明図】																														
Aグループ (標準時+2H)	2	3	4	5	6	7	8	稼働	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	稼働	19	20	21	22	23	24	0	1	(時刻)		
Bグループ (標準時±0H)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	稼働	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	稼働	19	20	21	22	23	24			(時刻)
Cグループ (標準時-2H)	23	24	0	1	2	3	4	5	6	7	8	稼働	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	稼働	19	20	21	22			(時刻)

(各グループ地域において、9時始業・12時から2時間昼休み・19時就業とした場合)

4. その他の効果・補足事項

- (1) 地域ごと時差制度を敷くことにより、子育て家庭においても、子どもの送り出し時刻や、お迎え時刻は、従前通りの時計時刻で障害なく実施できる。
- (2) 東京電力管内の他グループ地域との、ビジネス共通アワーを各グループ間で数時間ずつとることが可能なので、ビジネスコミュニケーションを最低限保ちながら実施できる。
- (3) 時差制を実施しない“東京電力以外”（つまり中部電力管内以西や東北地方以北の地域）とのビジネスコミュニケーションは、①Bグループの東京地域においては同じ時間帯（時差概念なしで）可能。②AグループもしくはCグループの地域においては、Bグループの東京地域間と同様なビジネス共通アワーを得ることが可能となる。
- (4) 従前、日本人の就労文化では、昼休みを2時間にわたってとるという習慣が少なかったが、これを機会に“2時間”を有効に使うための新ビジネスが生まれる可能性がある。

5. 留意事項

- (1) 時差地域を越えて運行する鉄道（通勤電車や新幹線など）は、日本標準時で時刻表示および運行する。また、必要に応じて地域ごとの時差時刻を併記して混乱を最小限に抑える。
- (2) 同じ時差地域内のローカル交通機関（バス運行など）は、その地域のローカル時で時刻表示および運行する。但し、時差地域を越えて運行するバスなどは、上記（1）と同様の表記とする。
- (3) 学校等においても、ランチタイム2時間もしくは相当する延長保育などに協力をお願いする。

以上